作成基準日 ： 2016 年 3 月 24 日
資料作成日 ： 2016 年 3 月 25 日

明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型） ＜愛称＞円真力

追加型投信／内外／債券

投資信託ご購入時の注意事項

●ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書（交付目論見書）で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
●投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
●投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
●投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用（信託報酬）、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
●投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
●投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

●当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
●当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
●当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
●当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

繰上償還のお知らせ

当ファンドは 2016 年 4 月 15 日をもちまして信託終了（繰上償還）させていただくことになりました。
受益者の皆様におかれましては、当ファンドをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。
今後とも、当社の投資信託に一層のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

設定・運用　　明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 405 号
加入協会：一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル　0120－565787
（営業日の午前 9:00～午後 5:00）
ホームページアドレス　http://www.myam.co.jp/

作成基準日　：　2016年　3月24日
資料作成日　：　2016年　3月25日

明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型）

《愛称》円真力（えんしんりょく）

追加型投信／内外／債券

基準価額、収益分配の状況等

【基準価額と純資産総額の推移】

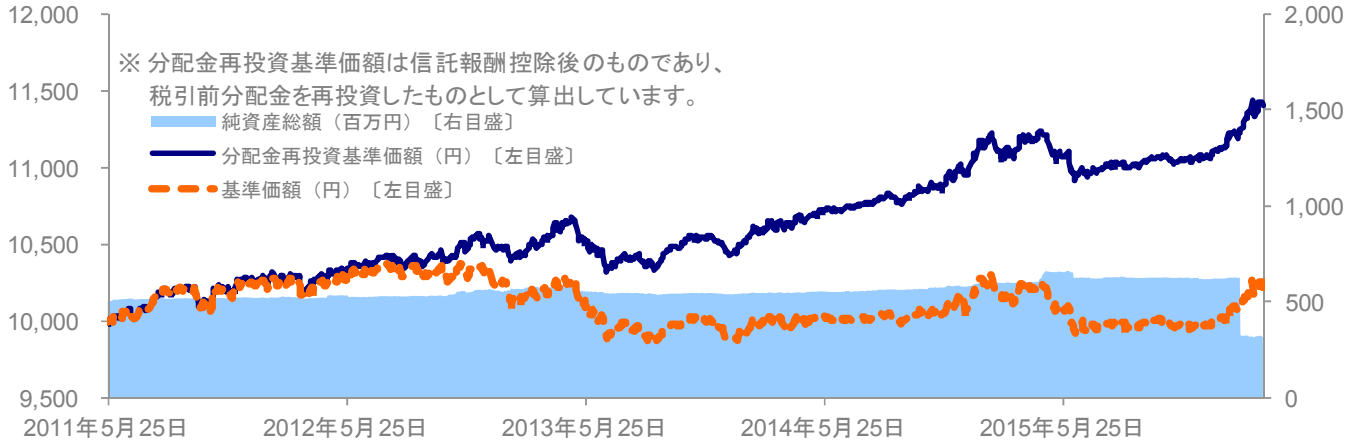

【基準価額および純資産総額】

	第55期 2016年2月24日	第56期 2016年3月24日
基準価額(円)	10,133	10,210
純資産総額(百万円)	321	314

【概要】

設定日	2011年5月25日
償還日	2016年4月15日
決算日	毎月24日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照

【基準価額の騰落率】

1カ月前比	3カ月前比	6カ月前比	1年前比	3年前比	設定来
0.96%	3.02%	3.25%	1.77%	8.10%	14.00%

※ 基準価額の騰落率は税引前分配金を再投資したものとして算出しています。騰落率の計算は決算日ベースです。

【分配金の実績】

第45期 '15年4月	第46期 '15年5月	第47期 '15年6月	第48期 '15年7月	第49期 '15年8月	第50期 '15年9月	第51期 '15年10月	第52期 '15年11月	第53期 '15年12月	第54期 '16年1月	第55期 '16年2月	第56期 '16年3月	設定来 累計
20	20	20	10	10	10	20	10	10	20	20	20	1,115

※ 分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円)です。
※ 分配金は増減したり、支払われないことがあります。

【基準価額変化の要因分析】

(単位:円)

	第51期 2015年10月	第52期 2015年11月	第53期 2015年12月	第54期 2016年1月	第55期 2016年2月	第56期 2016年3月
基準価額(各期末)	9,987	9,957	9,970	10,003	10,133	10,210
騰落額(前期末比)	±0	−30	+13	+33	+130	+77
国内債券	+4	−5	+39	+25	+110	+96
外国債券	+10	−21	−19	+23	+35	+2
利金	+12	+11	+11	+12	+12	+5
分配金	−20	−10	−10	−20	−20	−20
その他	−6	−5	−8	−7	−7	−6

※ 要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

作成基準日　：　2016年　3月24日
資料作成日　：　2016年　3月25日

明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型）

《愛称》円真力（えんしんりょく）

追加型投信／内外／債券

組入資産の状況

【資産別組入比率の推移】

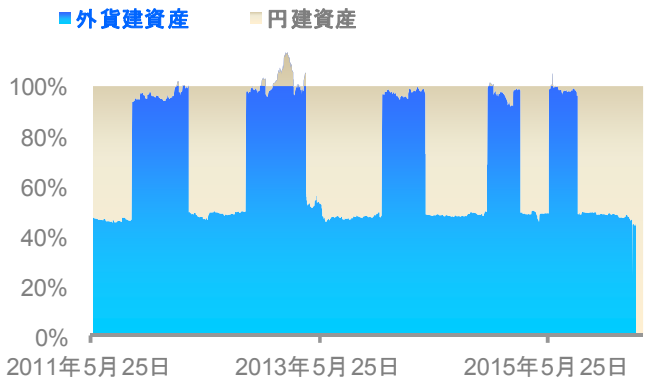

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比です。

【資産別組入状況】

	第56期 2016年3月24日
円建資産	***100.00%***
国内債券	11.21%
その他資産	88.79%
外貨建資産	***0.00%***
外国債券	0.00%
その他資産	0.00%
合計	100.00%

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比です。
※ その他資産は、経過利息、短期金融資産等です。
※ 為替ヘッジに伴う評価損により、円建資産がマイナスとなる場合があります。
※ なお、作成基準日における外貨建資産に対する為替ヘッジ比率は、0.00%です。

国内債券

【債券種類別組入比率】

債券種別	組入比率
国債	100.00%
その他	0.00%
合計	100.00%

※ 組入比率は国内債券評価金額合計に対する割合です。

【組入上位銘柄】

組入銘柄数　：　1

銘柄名	利率	償還日	組入比率
第１５３回利付国債２０年	1.300%	2035年6月20日	11.21%
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－

※ 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比です。

【国内債券特性】

平均残存年数	19.24年	複利利回り	0.36%

外国債券

【債券国別組入比率】

国	組入比率
－	－
－	－
－	－
合計	－

※ 組入比率は外国債券評価金額合計に対する割合です。

【組入上位銘柄】

組入銘柄数　：　－

銘柄名	通貨	利率	組入比率
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－

※ 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比です。

【債券種類別組入比率】

債券種別	組入比率
－	－
－	－
－	－
合計	－

※ 組入比率は外国債券評価金額合計に対する割合です。

【格付構成】

AAA	AA	A	BBB	その他	合計
－	－	－	－	－	－

※ 上記比率は組入債券評価金額合計に対する割合です。
※ 上記の格付についてはムーディーズ・インベスターズサービス、スタンダード＆プアーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所が付与した格付のうち最も高い格付を採用しています。

【外国債券特性】

平均残存年数	－	複利利回り	－

1ページ目の「当資料ご利用にあたってのご留意事項」を必ずご覧ください。

ファンドの目的

明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型）（以下「当ファンド」ということがあります。）は、明治安田円戦略債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、日本を含む世界各国の国債および国際機関債（以下「国債等」といいます。）へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

◆日本国債または為替ヘッジ付海外債券に投資します。

（海外債券に投資する際は、主に国債に投資しますが、一部国際機関債に投資することもあります。）

日本国債および海外の債券市場の金利動向等を勘案し、以下①～③のいずれかの投資配分にするかを決定します。

①～③の投資配分決定は、原則として、毎月1回行います。

① 日本国債 100%
② 日本国債 50% ＋ 為替ヘッジ付海外債券 50%（海外債券は 2 カ国に 25%ずつ投資）
③ 為替ヘッジ付海外債券 100%（海外債券は 2 カ国に 50%ずつ投資）

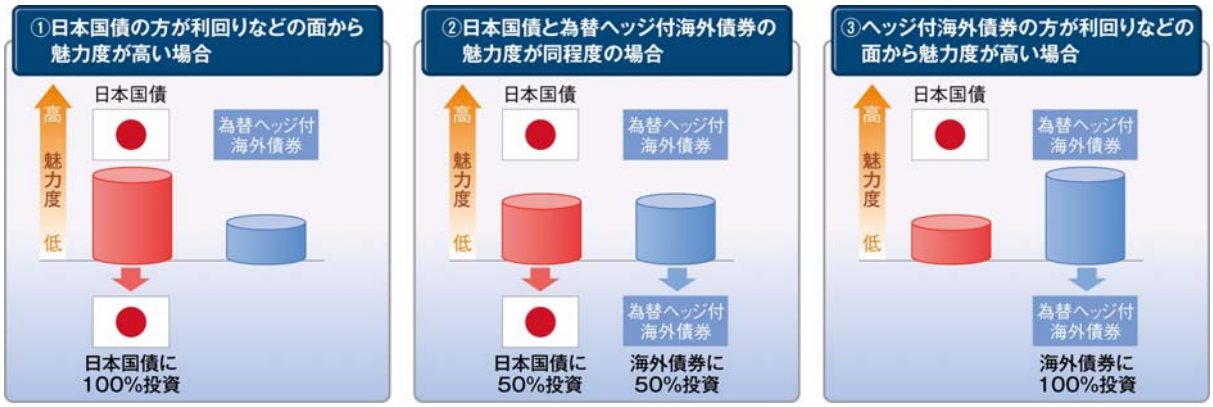

※上記は、投資配分をイメージ化したものであり、実際の投資配分は運用プロセスを経て決定されます。

◆外貨建債券に投資を行う場合は、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

◆毎月 24 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

※収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

運用プロセス

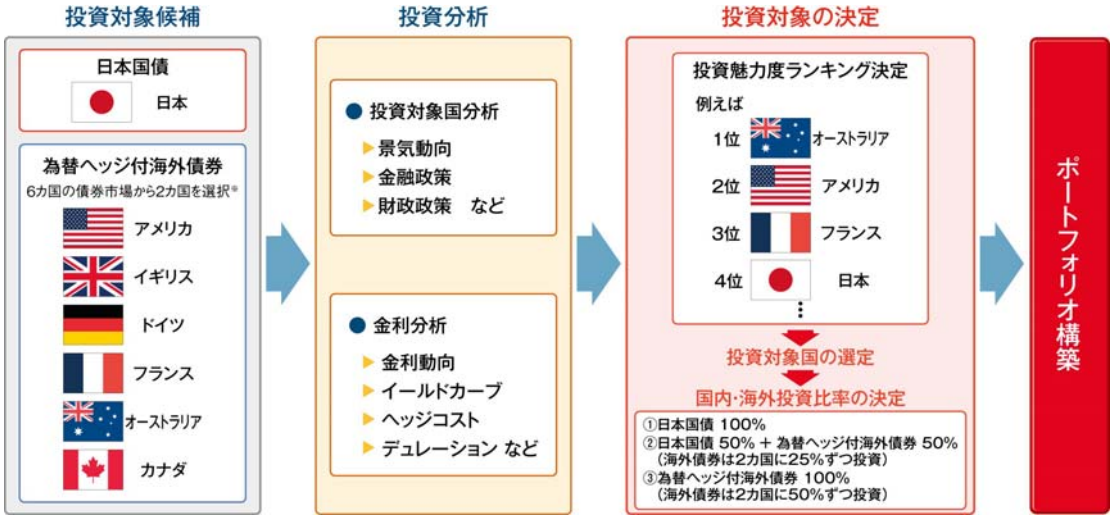

※原則として、投資する国債等は取得時において A 格相当以上の格付けを取得しているものと定めておりますが、当面、投資対象候補となる海外債券は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、カナダの 6 カ国の国債、またはそれぞれの国の通貨建ての国際機関債とします。

※上記は、運用プロセスをイメージ化したものです。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

（前期決算から基準価額が上昇した場合）

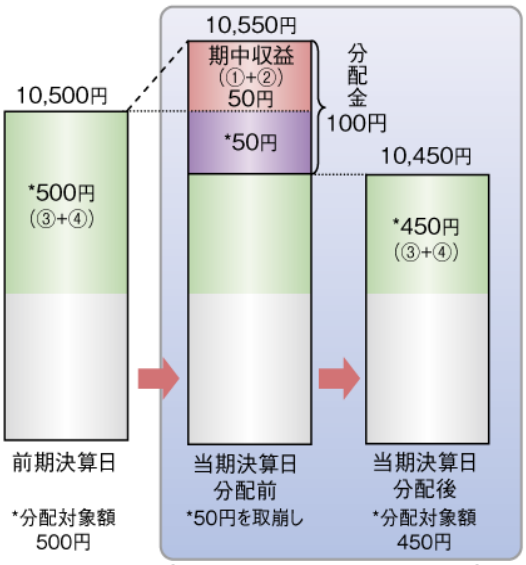

（前期決算から基準価額が下落した場合）

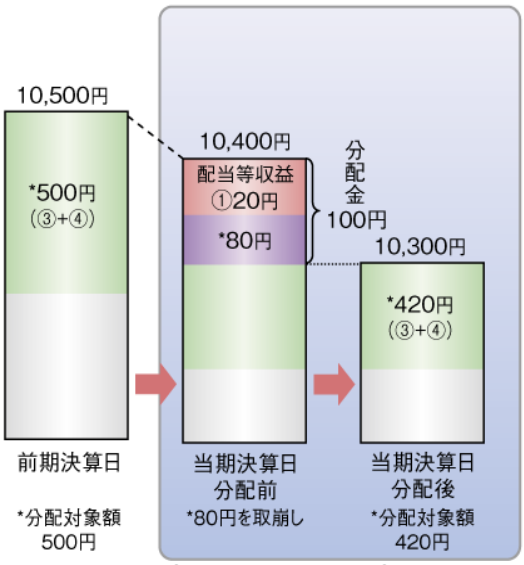

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

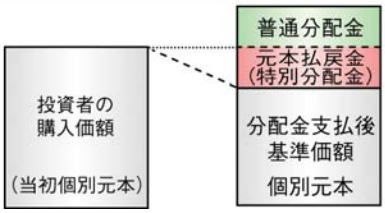

※元本払戻金（特別分配金）は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

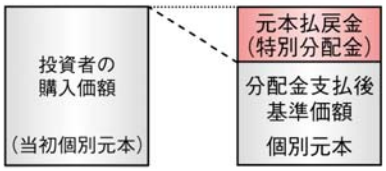

普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

【投資リスク】

基準価額の変動要因

明治安田円戦略債券ファンド（毎月分配型）は、直接あるいはマザーファンドを通じて、日本を含む世界各国の国債等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

＜主な変動要因＞

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、当該リスクを完全に排除できるものではありません。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【手続・手数料等】
お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 （基準価額は 1 万口当たりで表示しています。以下同じ。） ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して 5 営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後 3 時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行およびロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2011 年 5 月 25 日から 2021 年 5 月 24 日 ※書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、信託期間の末日は平成 28 年 4 月 15 日に変更されます。
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が 10 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月 24 日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	月 1 回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000 億円
公告	原則、電子公告により行い、ホームページ（http://www.myam.co.jp/）に掲載します。
運用報告書	5 月および 11 月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年 0.54%（税抜 0.5%）の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

配分	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.216%（税抜0.2%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	0.2916%（税抜0.27%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託銀行	0.0324%（税抜0.03%）	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	0.54%（税抜0.5%）	運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

その他の費用・手数料

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年 0.0054%（税抜 0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…… 20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して…… 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニア NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニア NISA（ニーサ）＊」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA（ニーサ）は満 20 歳以上の方、ジュニア NISA（ニーサ）は 20 歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
＊ジュニア NISA（ニーサ）は 2016 年 4 月 1 日より開始される非課税制度です。

※法人の場合については上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

【委託会社その他の関係法人の概要】

●委託会社（委託者）　明治安田アセットマネジメント株式会社
　ファンドの運用の指図等を行います。
●受託会社（受託者）　三菱UFJ信託銀行株式会社
　ファンドの財産の保管および管理等を行います。
●販売会社　下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

●お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
証券会社	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会